NPO寄付 税優遇拡充

改正法、月内成立へ

寄付優遇税制を適用できるNPO法人を大幅に増やすNPO法改正案が、今国会で成立する見通しとなった。与野党対立のあおりで成立が危ぶまれたが、東日本大震災の復旧・復興に取り組むNPOの活動を後押しするため、超党派の議員が説得に動いた。

衆院内閣委員会が8日に改正案を全会一致で可決。9日に衆院通過し、6月中旬に参院で可決、成立する運びだ。

NPO法人などへ寄付した人を課税面で優遇することは、鳩山内閣以来、民主党政権が掲げる「新しい公共」政策の目玉。改正案には二つの柱があり、一つは寄付優遇税制の適用対象とするか否かの「認定」権限を国税庁から都道府県と政令指定都市に移すこと。現場に近いレベルでNPOの活動ぶりを判断し、認定手続きの迅速化につなげる。

もう一つは「事業収入のうち寄付が5分の1以上」という現行の認定基準に「3千円以上の寄付をした人が100人以上」「条例指定」を加えて選べるようにし、認定NPO法人になりやすくすることだ。

NPO法は阪神大震災のボランティア活動をきっかけに1998年に成立。寄付をした人の税金が一部戻るようにする「認定NPO法人」制度は2001年にできたが、認定基準が厳しいと指摘されてきた。全国約4万3千のNPO法人のうち認定は215（6月1日現在）にすぎない。

認定NPO法人に寄付をした人への税制面の優遇策拡大も、11年度税制改正法案で実現する見通し。与野党は8日、同法案の修正で合意、6月中に可決・成立する方向だ。認定NPO法人への寄付は、個人が寄付した金額の約半分が所得税や住民税から減額されるようにする。草の根から寄付を集め、NPOを資金面から後押しする狙いがある。

今回の改正で盛り込まれた新しい仕組みは「税額控除」と呼ばれ、寄付額から2千円を差し引いた分の40%を所得税額から、自治体が条例を定めれば同じく10%を住民税額から差し引く。上限は所得税額の25%までで、税務署での確定申告が必要。一定の条件を満たせば、学校法人や社会福祉法人も寄付優遇の対象になる。現在は所得金額から2千円を超えた寄付額を差し引く「所得控除」のみで、税率が高い高所得者に比べて中低所得者に恩恵が少なかった。

（金子桂一、伊藤裕香子）

被災地でも関心と期待

今回のNPO法改正案には、東日本大震災の被災地でも期待が高い。

「寄付した人にそのメリットをアピールできれば寄付を集めやすくなる」

「せんだい・みやぎNPOセンター」（仙台市）の布田剛さんはそう期待する。同センターは、被災地へのボランティアを派遣したり、個人・企業から集まった寄付を多くのNPOに助成したりするまとめ役だ。

東京・新宿の「難民支援協会」は、岩手県陸前高田市へのボランティア派遣などに取り組んでいる。同会の石井宏明常任理事は「認定団体が増えればNPOがより信頼されるようになり、寄付も集まりやすくなる」と話した。（松村北斗）

法人税下げ 見送り

税制改正法案 修正に合意

民主党と自民、公明両党は8日、2011年度税制改正法案のうち、従業員を増やした企業を減税する雇用促進税制や、6月末に期限切れを迎える租税特別措置などを盛り込んだ修正法案を出し直し、月内に成立させることで合意した。菅直人首相肝いりの法人税の引き下げなどは見送る。

3党の政調会長と幹事長が8日、合意の署名をして確認した。今国会に提出済みの税制改正法案から、成立させる部分のみを切り出した「現下の厳しい経済状況・雇用情勢に対応した税制整備法案」を新たに提出する。税制改正法案の修正は、細川政権時代に国民福祉税構想で混乱した1994年度以来。

修正法案に盛り込むのは、国が認定した特定非営利活動法人（NPO法人）に寄付したときの減税措置の拡大、雇用促進税制の創設、11年末に期限が切れる証券優遇税制の2年延長など。

今年3月末に「つなぎ法案」で期限を6月末まで延長した、海外みやげの酒・たばこ税や住宅購入時の登録免許税の軽減措置などの租税特別措置も、来年3月まで延ばす。

年金収入が少ない人の確定申告を不要にするなど、手続き面で盛り込まれる。

一方、税制改正法案は、法人税の実効税率の5%幅引き下げや、中小企業向け法人税の引き下げ（18%→15%）、温暖化対策税（環境税）の導入、納税者権利憲章の策定などは、来年度（2012年度）の11年度（2次補正）の検討とあわせ、引き続き協議する。先送りする。

■税制改正法案、こう修正

【成立へ】
- 従業員を増やした企業への雇用促進税制
- 認定ＮＰＯへ寄付した場合の優遇税制
- 証券優遇税制（軽減税率10%の２年延長）
- 航空機燃料税の税率引き下げ
- 租税特別措置（来年３月まで延長。海外みやげのたばこや酒の税金の軽減、住宅購入時の登録免許税の軽減など）
- 年金所得者の申告不要制度の創設

【先送りへ】
- 所得税や相続税の増税
- 生前贈与の優遇拡大（孫も対象に）
- 法人実効税率の５%幅引き下げ
- 中小企業向け法人税率の引き下げ（18%→15%）
- 温暖化対策税（環境税）の導入
- 納税者権利憲章の策定